

2025 年 8 月 15 日

お客さま各位

株式会社 三井住友銀行

税公金・各種料金などの払込の取扱見直しについて

平素は格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。

弊行では、**2026年1月30日（金）**をもって、店舗での地方公共団体の税公金や各種料金などの収納業務を見直し、下記の通り、弊行と契約がある地方公共団体などの納付書のみをお取り扱いさせていただきますことになりました。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 2026年2月2日（月）以降の取扱について

種別	収納先	収納契約	2026年2月2日(月)以降
歳入金（国税など）	日本銀行	—	お取り扱い可能です
地方税 地方公金・料金 公共料金など※ （水道料金含む）	地方公共団体 （〇〇県） （〇〇市） （〇〇市〇〇局）	収納契約あり	お取り扱い可能です
	電力会社 ガス会社 通信事業者 など	<u>収納契約なし</u>	<u>お取り扱いできません</u> <u>（今回変更）</u>

※他行あて文書扱による為替振込を含みます

今後、弊行と契約がない地方公共団体の税公金や各種料金などについては、**地方税共同機構が提供する各種納税サービス（eLTAX など）**や、**お取り扱い可能な金融機関でお支払いください**。

なお、地方税統一 QR コード（eL-QR）が印字された納付書は、納付先の地方公共団体との契約有無に関わらず、お取り扱い可能です。（QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です）

2. 取扱可能な地方公共団体について

弊行と契約がある地方公共団体は以下のリンクでご確認いただけます。

（リンク：[収納契約がある地方公共団体の一覧](#)）

また、地方公共団体の公式ウェブサイトや納付書裏面などでお取り扱い可能な金融機関をご確認いただけます。ただし、納付書裏面などの「納付できる場所」に「三井住友銀行」と記載されている場合でも、収納契約がない地方公共団体などの納付書は、2026年2月2日（月）以降はお取り扱いすることができませんのでご注意ください。

3. ご照会先

本件に関するご不明点は、お取引店までお問い合わせください。

以上